

労働保険事務組合に加入しませんか？

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を1人でも雇っていれば加入の手続きを行わなければならないことになっています。労働者の方々が不慮の業務上災害・通勤災害を被った場合、失業した場合、高齢者で賃金が低下した状態で継続している場合、育児休業及び介護休業の場合、自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に給付を受けることができます。また事業主のみなさんにも各種助成金の対象となる制度です。



刈谷商工会議所では、厚生労働大臣認可により労働保険事務組合として、忙しい事業主の皆様へ代わって事務を行います。まだ労働保険への加入手続きをとっていない事業主の皆様、また事務処理にお困りの皆様はぜひご相談下さい。当事務組合へ新規委託されるととても便利です。

◆委託できる事業主は◆

刈谷商工会議所会員企業で、常時使用する労働者が300人(金融・保険・不動産・小売業は50人、卸売業・サービス業は100人)以下で、従業員をひとりでも雇っている事業主です。

◆委託できる事務の範囲◆

- ① 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者についての申請、届出、報告に関する事務 など

◆事務委託した場合の最大のメリット◆

- ① 事業主の行う事務処理を当事務組合が代わって処理しますので、事務の手間を大幅に省くことができます。
- ② 一般では加入できない事業主、家族従業者、法人の役員も労災保険に特別に加入することができます。
- ③ 労働保険料の納付は年1回払いが原則ですが、額にかかわらず3回に分納できます。
- ④ 保険料の納付は、便利な口座振替を利用していただけれます。

◆事務手数料について◆

労働保険事務組合の業務を運営する為に年1回委託手数料をいただきます。

従業員数	労災保険料	雇用保険料
1人～4人	概算保険料の10%	1ヶ月につき200円
5人～15人	〃	〃 300円
16人以上	〃	〃 400円

詳しくは、刈谷商工会議所 労働保険事務組合 担当まで (TEL 21-0370)

おもてなしに——。
友との語らいに——。
ご家族揃ってのお食事に——。
贅を凝らした「だる磨」の味をお楽しみください。

いよゐん だる磨

刈谷市日高町2-212
電話 (0566) 23-3456
●ご予約は ☎0120-345683
宴会予約係をお呼び出してください。

税理士法人笠松&パートナーズ

私たちは企業参謀をめざします

新規開業(会社設立または個人青色申告)の悩み解決
簡単出納帳入力がクラウド上で月額800円より!!

相続対策 まずは現実を知ることから

税務関係書類作成・提出の心配から解放

since 1965



〒444-1305 高浜市神明町 2-5-17
TEL 0566-53-7881 FAX 0566-54-2055
<http://www.kasamatsu.gr.jp/pc/index.html>

こうしん介護TAXI

安心です

介護職員初任者研修
修了者が訪問します

無料です

同乗される付き添いの方

何でも対応

ストレッチャー、
車イスあります

OKです

市のタクシーチケット
利用できます



笑顔があふれます

- ★病院・空港・駅への送迎
- ★買い物・墓参り
- ★観光・旅行のお供

※車いす2台と普通座席2名、ストレッチャー1台と普通座席2名同時運搬可

ご依頼・ご相談は ☎0120-47-1148
(株)弘伸運輸 刈谷市東新町5-209 問8:00~17:00(応相談) 翌月~金、祝日(土日は応相談)